

電子入札による指名競争入札について

- 1 工 事 名 真地市営住宅第2期建替工事（昇降機）
- 2 設計図書配布 現場説明は行いません。設計図書については、「入札情報公開システム」の「発注情報検索」にて公開しています。ダウンロードにより設計図書を受け取ってください。
なお、パソコントラブル等によりダウンロードできない場合には、下記設計図書受取期間内に限り、事業課窓口で設計図書を配布しますので、法制契約課担当までご連絡ください。

※設計図書受取期間
令和 8年 10月 7日(水)～令和 8年 10月 9日(金)
- 3 質問及び回答 上記工事に対する質問については、下記質問期限までにFAX、Eメール等で行ってください。質問に対する回答については、FAX、Eメール等にて、事業課から指名業者の皆さまに回答します。

質問期限：令和8年10月16日(金)
回 答 日：令和8年10月20日(火)
- 4 入 札 方 法 等 電子入札システムにより入札
入札書提出開始日： 令和 8年 10月 22日(木) 午前9時から
入札書提出締切日： 令和 8年 10月 23日(金) 午後2時まで(開札の前日)
※土日祝日には、入札することができません。
※電子くじ番号は、任意の3桁の数字を入力してください。
紙入札業者の提出した入札書に、くじ番号が記載されていない場合には、くじ番号は「001」とします。
※入札時に有効期限が切れるICカードは、使用できません。
※やむを得ない理由により紙入札で参加をする場合には、上記入札書提出締切日のまでに法制契約課に電話連絡の上、同日17時までに（土日、祝日を除く。）、「紙入札参加承認願」を提出し、承認を得なければなりません。
- 5 入 札 時 の 類 工事費内訳書（市指定様式）に内訳金額等を記入の上、電子入札システムの入札書を提出する画面で添付してください。
※ 工事費内訳書の様式は、発注図書ファイルよりダウンロードしてください。
- 6 入 札 書 等 那覇市工事請負等指名競争入札心得第7条参照。
の 無 効 ※ 失効したICカード（実際の代表者、商号が異なるもの）で行った入札は、無効となります。
※ 市指定様式以外の工事費内訳書を添付した入札は、無効となります。
- 7 開 札 日 令和 8年 10月 26日(月) 10時00分 那覇市役所 本庁5階入札室
・ 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がない場合(以下、「範囲価格外入札」という。)は、再度入札を行うので開札時間から30分間は再度入札に備えること。
・ 再度入札の実施は、当初入札の開札で範囲価格外入札と分かったとき直ちに、当初入札の応札者に再度入札通知を電子入札システムで送付する。
・ 再度入札通知を送付後、約10分間の再度入札時間を設ける。
・ 再度入札は1回とし、再度入札の通知があった者のみを対象とする。

※再度入札の工事費内訳書は後日提出すること。
※紙入札で参加する場合は、再度入札に備え入札書及び工事費内訳書を2部用意すること。

- 8 入 札 保 証 金 免除する。（那覇市契約規則第8条第1項第2号適用）
- 9 契 約 保 証 金 契約金額の100分の10以上。ただし、那覇市契約規則第30条の規定に該当する場合は免除する。
- 10 前 金 払 適用する。（契約金額の10分の4以内。ただし、中間前金払制度の適用（契約金額1千万円以上かつ工期120日以上工事）がある場合の中間前払金は契約金額の10分の2以内で、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。）
- 11 部 分 払 適用する。（那覇市契約規則第42条第3項の規定回数の範囲内）
- 12 工 期 令和10年7月31日まで
- 13 予 定 価 格 ¥41,090,000（消費税抜き）
- 14 最低制限価格 設定する。

15 落 札 制 限 次ページの「落札制限について」を参照

※落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 16 週 休 2 日 本工事は、営繕の「完全週休2日（土日）I型」（※）の対象工事とする。詳細は、現場説明書参照のこと。
※受注者が、完全週休2日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）をいう。
- 17 電子契約 対象とする。電子契約による契約締結を希望する場合は、契約締結前までに「電子契約利用承諾書」を提出すること。
提出先 E-mail: S-HOUSEI001@city.naha.lg.jp
- 18 そ の 他 「工事又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知」について
※特記仕様書及び那覇市ホームページ（下記URL）を確認すること。
<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/1003876/1010728.htm>
※通知書（別記様式）は、発注図書ファイルからダウンロードすること。
※落札者は、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約を締結するまでに「通知書及び事象の状況の把握のため必要な情報」を工事担当課へ通知（提出）すること。

事 業 課	まちなみ共創部	建築工事課	Tel:098-951-3227
	担当	仲村 悠	Fax:098-951-3228

*入札・契約についての問合せ 法制契約課 新垣 里美 Tel: 098-951-3253
Fax: 098-894-8974

*電子システムの操作についての問合せ
電子入札統合ヘルプデスク
電話 (0570)021-777 (平日 9:00-12:00 13:00-17:30)
E-mail:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

*台風等により路線バスの運行が停止となった場合、設計図書配布期限等が延期になる場合があります。延期後の日時は追って通知いたします。

※請負代金の額が、4,500万円（建築一式工事である場合は9,000万円）以上の場合には、営業所の専任技術者は、主任技術者又は監理技術者になれません。（落札者は、契約締結前までに、上記営業所の専任技術者の確認資料等を提出すること。）

※現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

落札制限について

建設工事の落札制限

次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

□開札日前30日以内に、那覇市法制契約課又は那覇市上下水道局総務課発注（以下「那覇市発注」という。）の工事（昇降機の設置又は改修に係る機械器具設置工事を除く）を落札した場合

□複数の工事案件で落札候補者等（落札者が決定していない案件の応札者のうちで、無効又は失格になった者以外のものをいう。）になった場合には、落札件数は1件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される（落札案件を選ぶことはできない。）。ただし、昇降機の設置又は改修に係る機械器具設置工事の落札候補者等であった場合においては、この限りではない。再度入札が実施される場合の落札制限にかかる開札時間は、当初に予定されていた開札時間とみなす。

□同一現場の工事での落札は1件のみとする。〔本案件と同一現場の那覇市発注の手持ち工事（現場が複数箇所ある工事を除く。）がある場合は、本案件を落札することはできない。〕

※上記いずれの場合も、次に掲げるものについては手持ち工事（落札案件）には含まない。

ア 随意契約の方法により契約を締結したもの

イ 予定価格が200万円未満（消費税込み）の工事

ウ 公告又は通知に「本案件は、手持ち案件とはみなさない。」と記載されている工事

暴力団関係に関する制限

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（警察当局から、公共工事からの排除の要請がある者と下請契約してはならない。）

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇い労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」（元請用）を法制契約課へ提出しなければならない。